

入 札 説 明 書

神奈川県立鶴見支援学校
オフィス改善に係る事務用什器等の購入及び物品等
運搬業務(事務室ほか)
(令和8年9月29日付け公告分)

神奈川県立鶴見支援学校

入札説明書

この入札説明書は本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
- (3) 神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則(昭和40年神奈川県規則第106号)

このほか入札に係る詳細な手続等については、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領※」によることとする。

※ 電子入札実施要領URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/fl00567/index.html>

1 調達内容

- (1) 業務名
神奈川県立鶴見支援学校 オフィス改善に係る事務用什器等の購入及び物品等運搬業務(事務室ほか)
- (2) 業務内容及び契約条件等
仕様書及び契約書(案)のとおり
- (3) 契約期間
仕様書及び契約書(案)のとおり
- (4) 納入場所
仕様書及び契約書(案)のとおり

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)(以下、「資格者名簿」という。)において営業種目として「670 什器」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (3) 資格者名簿において県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

3 事務を担当する所属

郵便番号	230-0071
所在地	横浜市鶴見区駒岡4-40-1
機関名	神奈川県立鶴見支援学校 担当 角田
電話番号	045-573-4787
FAX	045-584-8502

4 入札参加希望者に求められる義務

入札参加希望者は、参加申請書受付締切日時までに、かながわ電子入札共同システムにより、競争参加資格確認申請を行ってください。

申請の結果は、かながわ電子入札共同システムにより通知します。

入札参加希望者は、この審査により参加資格を認められた場合にのみ、入札に参加できます。

5 入札日程

(1) 質問受付期間

令和8年9月29日10時～10月5日17時

※仕様書等に質問がある場合は、かながわ電子入札共同システムの説明要求機能を使用して行ってください。

※質問文面本文には、社名、質問者名、連絡先等を記さないでください。

※質問に対する回答は、令和8年10月9日17時までにかがわ電子入札共同システムにより回答します。なお、再質問は認められません。

※質問をしなかった場合でも、入札額の見積りに際しては、必ず回答の内容を確認するようにしてください。

※仕様書に記載された品目以外で入札に参加したい場合は、仕様書に記載されている方法により同等品の申請・確認を受けてください。

※事前に同等品確認を受けないで入札に参加し落札した場合、仕様書に示された品目で納品していただきます。確認を受けていない品目での納品はできません。

(2) 入札参加申請期限

令和8年10月5日17時

(3) 入札参加資格通知日

令和8年10月9日17時

(4) 入札期間

令和8年10月15日8時30分～10月16日17時

(5) 開札日時

令和8年10月19日9時

※ 開札時間は多少遅れる場合があります。

※ この入札で予定価格以内の入札がない場合は、次により再入札を実施します。なお再入札の実施に当たっては、開札処理後に直ちに通知するものとし、その日程は、本説明書の記載にかかわらず、再入札通知書によるものとします。

(6) 再入札期間

令和8年10月20日8時30分～10月20日17時

(7) 再入札開札日時

令和8年10月21日9時

6 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 調達に関し要した経費

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関し要した費用は、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

(3) 入札する金額

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額(消費税及び地方消費税抜きの金額)を入札金額とすること。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえ積算すること。

なお、入札金額の100分の110に相当する金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(4) 疑義申立て

入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、3の事務を担当する所属に対し、説明を求めることが出来る。所属からの説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日以内に知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(5) 内訳書の提出

落札決定通知を受理した者は、3の事務を担当する所属まで、速やかに入札金額の内訳書を提出しなければならない。

(6) 契約書の作成

ア 契約締結に当たっては地方自治法第234条第5項に基づき契約書を作成する。

イ なお、落札者は落札の決定通知があった日から、7日以内に当該契約を締結しないときは契約の相手方となる資格を失う場合がある。また、契約書作成に要する費用は落札者の負担とする。

ウ 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととする。

エ 契約書は、契約書(案)を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったうえ、各自その1通を保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとする。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードして提出するものとする。

「電子契約の導入について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

(7) 入札の無効等

落札者が契約締結までに次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合には契約を締結しない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 資格者名簿において神奈川県内に本店、支店又は営業所があること。
- ③ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ④ 談合の事実がないこと。

(8) 業者調査への協力

本入札を落札し契約する場合には、県が予算執行の適正を期すために行う、契約の処理状況に関する調査への協力に、あらかじめ同意する必要がある。

なお、契約書を作成しない場合にあつては、落札者は契約にあたり調査への協力に同意があったものとみなす。

(9) 暴力団排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意する必要がある。

なお、契約書を作成しない場合にあつては、落札者は契約にあたり同条例に基づく契約解除等の条件が付されることに同意があったものとみなす。

※かながわ電子入札共同システムの操作方法に関する質問は、事業者向けコールセンター0120- 921- 182(平日午前9時～午後5時)までお問い合わせください。